

議案第 1 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 一般財団法人道路管理センター

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般財団法人道路管理センターへ職員を派遣するに当たり、職員を派遣することができる団体に当該法人を加える必要がある。